



金 沢 市 公 報

第 3 2 1 6 号

令和8年(2026年)5月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	3
○粗大ごみ等の戸別収集手数料の徴収事務の指定 公金事務取扱者への委託について (ごみ減量推進課)	3
○市道の区域の変更について (道路管理課)	4
○道路の供用の開始について (")	4
● 公 告	
○農業経営基盤強化促進法の規定に基づく地域 計画の変更案の縦覧について (農業水産振興)	5
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について (市 民 課)	5
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5

● 選挙管理委員会公告	
○選挙人名簿の抄本等の閲覧状況について (選挙管理委員会)	6
● 農業委員会告示	
○令和8年第5回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	6
● 公営企業告示	
○水道加入金、給水装置工事設計審査手数料、 給水装置工事完了検査手数料及び水道修繕工 事費の収納事務の指定公金事務取扱者への委 託について (経営企画課)	6
○水道料金及び下水道料使用料に係る指定納付 受託者の指定について (お客さまサービス課)	7
○水道料金及び下水道使用料の収納事務の指定 公金事務取扱者への委託について (2件) (")	8
○公共下水道の併用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (下水道整備課)	9

告 示

●金沢市告示第153号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和8年5月21日

金沢市長 村 山 卓

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営野町駅前自転車駐車場

- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 77台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 令和8年4月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市二口町ニ24番地5
 - 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 令和8年5月22日から同年8月21日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第154号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和8年5月21日

金沢市長 村 山 卓

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数		
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 4台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車 1台
長町2丁目地内	自	転	車 1台
芳斉2丁目地内	自	転	車 1台
横川6丁目地内	自	転	車 1台
駅西新町3丁目地内	自	転	車 1台
無量寺2丁目地内	自	転	車 1台
片町2丁目地内	自	転	車 1台
諸江町地内	自	転	車 1台
三社町地内	自	転	車 1台
石引2丁目地内	自	転	車 1台
此花町地内	自	転	車 1台
大桑町地内	自	転	車 1台
昭和町地内	自	転	車 1台
高岡町地内	自	転	車 1台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
令和8年4月1日から同月30日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和8年5月22日から同年11月21日

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年5月21日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
土清水第一町会	代表者の氏名及び住所	石田 栄治 金沢市土清水1丁目256番地	久平 直人 金沢市土清水2丁目23番地2	令和8年 4月12日
神谷内葵町会	代表者の氏名及び住所	松田 淳 金沢市神谷内町葵1番地9	村上 豊 金沢市神谷内町葵1番地14	令和8年 4月13日
四十万西町会	代表者の氏名及び住所	小倉 由香利 金沢市四十万町い61番地3	吉谷 明 金沢市四十万町イ144番地	令和8年 4月19日
保古2丁目町会	主たる事務所の所在地	金沢市保古2丁目44番地	金沢市保古2丁目52番地	
	代表者の氏名及び住所	福島 久子 金沢市保古2丁目44番地	永井 幸一 金沢市保古2丁目52番地	
栗崎町町会	代表者の氏名及び住所	浜谷 晃 金沢市栗崎町ト49番地	連 友也 金沢市栗崎町ヌ10番地10	令和8年 4月24日
大野町1丁目町会	代表者の氏名及び住所	中村 益雄 金沢市大野町4丁目カ23番地1	新谷 真 金沢市大野町4丁目カ11番地1	令和8年 4月25日

●金沢市告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により粗大ごみ等戸別収集手数料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和8年5月21日

金沢市長 村 山 卓

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号	令和6年3月11日	令和8年4月1日
株式会社ローソン	愛知県名古屋市中区金山1丁目14番18号A-PLACE 金山7F	令和6年3月11日	令和8年4月1日
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	令和6年3月11日	令和8年4月1日
株式会社ニュー三久	金沢市城南2丁目36番1号	令和6年3月11日	令和8年4月1日
株式会社マルエー	白山市鶴来本町1丁目ワ111番地	令和6年3月11日	令和8年4月1日
株式会社ジャコム石川	金沢市佐奇森町イ7番地1	令和6年3月11日	令和8年4月1日
ユニー株式会社 アピタ金沢店	金沢市中村町10番20号	令和6年3月11日	令和8年4月1日

イオンリテール株式会社 イオン金沢店	金沢市福久2丁目58番地	令和6年3月11日	令和8年4月1日
イオンリテール株式会社 イオンもりの里店	金沢市もりの里1丁目70番地	令和6年3月11日	令和8年4月1日
株式会社平和堂アル・プラザ金沢	金沢市諸江町30番1号	令和6年3月11日	令和8年4月1日
金沢大学生生活協同組合	金沢市角間町	令和6年3月11日	令和8年4月1日
金沢中央農業協同組合	金沢市赤土町15番地1	令和6年3月11日	令和8年4月1日
アルビス株式会社	富山県射水市流通センター水戸田3丁目4番地	令和6年3月11日	令和8年4月1日
生活協同組合コープいしかわ	白山市行町西1番地	令和6年3月11日	令和8年4月1日
ユニー株式会社 ユーストア金沢ベイ店	金沢市無量寺4丁目56番地	令和6年3月11日	令和8年4月1日
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	令和6年3月11日	令和8年4月1日
株式会社どんたく	七尾市作事町80番地	令和6年3月11日	令和8年4月1日
株式会社平和堂アルプラフーズマーケット大河端	金沢市大河端西2丁目15番地	令和6年3月11日	令和8年4月1日
エム・コックサービス株式会社	野々市市柳町77番地	令和6年3月11日	令和8年4月1日
日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	令和8年3月30日	令和8年4月1日

- 2 委託した公金事務に係る歳入
粗大ごみ等戸別収集手数料

- 3 委託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

●金沢市告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和8年5月21日から同年6月4日まで一般の縦覧に供します。

令和8年5月21日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
一般市道	額 23号	三十 苺 町 丙 186番 4 先から	旧	4.18~4.30	36.40
	三十 苺 町 線 6号	三十 苺 町 丙 186番 3 先まで	新	5.09~5.15	36.40
一般市道	泉が丘2丁目線6号	泉が丘2丁目 170番 1 先から	旧	5.43	27.28
		泉が丘2丁目 170番 1 先まで	新	6.0	27.28
一般市道	鞍 月 17号	近 岡 町 198番 22 先から	旧	12.0	13.41
	近 岡 町 線 26号	近 岡 町 198番 23 先まで	新	6.0	13.41

●金沢市告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和8年5月21日から同年6月4日まで一般の縦覧に供します。

令和8年5月21日

金沢市長 村 山 卓

路 線 名	区 間	供用開始日
額 23号 三十荊町線 6号	三 十 荊 町 丙 三 十 荊 町 丙	186番 4 先から 186番 3 先まで
泉が丘2丁目線 6号	泉 が 丘 2 丁 目 泉 が 丘 2 丁 目	170番 1 先から 170番 1 先まで
鞍 月 17号 近 岡 町 線 26号	近 岡 町 近 岡 町	198番 22 先から 198番 23 先まで

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により地域計画を変更したいので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の変更案の利害関係人は、当該地域計画の変更案について、本市に対して意見書を提出することができます。

令和8年5月21日

金沢市長 村 山 卓

1 地域計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年5月21日から同年6月3日まで

(2) 場所

金沢市柿木島1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

2 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

令和8年5月21日から同年6月3日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

令和8年5月21日

金沢市長 村 山 卓

日時 令和8年5月22日から同年6月4日までの間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時45分まで

場所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市市民局市民課

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和8年5月21日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
--------------------	------------------

金沢市藤江北2丁目70番	金沢市鞍月5丁目57番地 大和ハウス工業株式会社 北陸支社 支社長 坂東 希
--------------	--

選挙管理委員会公告

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

令和8年5月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

日 時 令和8年5月22日から同年6月5日までの間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）
午前9時から午後5時45分まで
場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和8年第5回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和8年5月21日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

- 1 日時
令和8年5月26日 午後3時
- 2 場所
金沢市第二本庁舎 2301会議室
- 3 議案
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - (5) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - (6) 非農地証明願について
 - (7) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
 - (8) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
 - (9) 金沢農業・農村総合振興計画の変更に関する意見決定について
 - (10) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条第1項第2号の規定による土地改良事業参加資格の承認について
 - (11) 地域計画に関する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により水道加入金、給水装置工事設計審査手数料、給水装置工事完了検査手数料及び水道修繕工事費の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）第21条の2第3項の規定により告示します。

令和8年5月21日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
株式会社北國銀行	金沢市広岡2丁目12番6号	令和8年3月16日	令和8年4月1日
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	令和8年3月16日	令和8年4月1日
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号	令和8年3月16日	令和8年4月1日
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	令和8年3月16日	令和8年4月1日
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	令和8年3月16日	令和8年4月1日
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号	令和8年3月16日	令和8年4月1日
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	令和8年3月16日	令和8年4月1日
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	令和8年3月16日	令和8年4月1日
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	令和8年3月16日	令和8年4月1日
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号	令和8年3月16日	令和8年4月1日
ピリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目2番2号	令和8年3月16日	令和8年4月1日
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4	令和8年3月16日	令和8年4月1日

2 委託した公金事務に係る歳入

水道加入金、給水装置工事設計審査手数料、給水装置工事完了検査手数料及び水道修繕工事費

3 委託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

●金沢市公営企業告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年5月21日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	令和8年4月1日

2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

水道料金、下水道使用料、水道加入金、給水装置工事設計審査手数料、給水装置工事完了検査手数料及び水道修繕工事費

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和8年4月1日から同年10月31日まで

●金沢市公営企業告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により水道料金及び下水道使用料の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）第21条の2第3項の規定により告示します。

令和8年5月21日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号	令和7年4月1日	令和8年4月1日
株式会社しんぎん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号	令和7年4月1日	令和8年4月1日
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	令和7年4月1日	令和8年4月1日
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	令和7年4月1日	令和8年4月1日
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号	令和7年4月1日	令和8年4月1日
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	令和7年4月1日	令和8年4月1日
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	令和7年4月1日	令和8年4月1日
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	令和7年4月1日	令和8年4月1日
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号	令和7年4月1日	令和8年4月1日
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目2番2号	令和7年4月1日	令和8年4月1日
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4	令和7年4月1日	令和8年4月1日

2 委託した公金事務に係る歳入

水道料金及び下水道使用料

3 委託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

●金沢市公営企業告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により水道料金及び下水道使用料の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）第21条の2第3項の規定により告示します。

令和8年5月21日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社北陸支店	富山県富山市今泉西部町9番地1	令和6年4月1日	令和8年4月1日

2 委託した公金事務に係る歳入

水道料金及び下水道使用料

3 委託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

●金沢市公営企業告示第11号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局下水道整備課において、一般の縦覧に供します。

令和8年5月21日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和8年6月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 磯部町の一部
- (2) 金沢市南新保土地区画整理事業地の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

- (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
- (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター

5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

令和8年(2026年)5月21日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄